

議第 2 号

刈谷田川土地改良区 定款 の一部改正について (案)

刈谷田川土地改良区定款の一部を次のとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
刈谷田川土地改良区定款	刈谷田川土地改良区定款
第 1 条～第 2 5 条 (略)	第 1 条～第 2 5 条 (略)
第 4 章 経 費 の 分 担	第 4 章 経 費 の 分 担
第 2 6 条から第 2 8 条 (略)	第 2 6 条から第 2 8 条 (略)
<u>(積立金)</u>	
<u>第 2 9 条 この土地改良区が管理する施設に係る将来必要となる施設更新事業等に</u> <u>向け、当該事業に要する費用をあらかじめ計画的に積立を行う。</u>	(新設)
<u>2 用排水システム再編積立金</u>	
<u>(1) 用排水システム再編積立金に充てるための預り金は、組合員に対</u> <u>し、第 2 6 条第 1 項第 1 号に係る土地につき次に掲げる基準に基づき</u> <u>徴収する。</u>	
<u>1 等地 田 用水排水受益地区</u> <u>1 0 a 当り 1.0 個</u>	
<u>2 等地 田 用水単独地区</u> <u>1 0 a 当り 0.5 個</u>	
<u>3 等地 田 排水単独地区</u> <u>1 0 a 当り 0.75 個</u>	

<u>4等地 畑 見附圃場左岸区域を除く地区</u> <u>10a当り</u> <u>0.375 個</u> (積立金の徴収方法) <u>第30条</u> 前条の規定による預り金の徴収の時期及び方法は、総代会で定める。 (特別徴収金) <u>第31条</u> (略) <u>第32条</u> (略) (督促) <u>第33条</u> (略) (過怠金) <u>第34条</u> 第26条、第27条、<u>第31条又は第32条</u>の規定により賦課された賦課金を滞納した場合には、その滞納の日数に応じて滞納額につき年14.6パーセントの割合により計算した金額の延滞金並びに督促状を發した場合には督促手数料50円を過怠金として徴収する。 2 (略) 3 (略) 第5章 土地改良区連合の議員 (議員の選出) <u>第35条</u> (略) (議員の失職)	(新設) (特別徴収金) <u>第29条</u> (略) <u>第30条</u> (略) (督促) <u>第31条</u> (略) (過怠金) <u>第32条</u> 第26条、第27条、<u>第29条又は第30条</u>の規定により賦課された賦課金を滞納した場合には、その滞納の日数に応じて滞納額につき年14.6パーセントの割合により計算した金額の延滞金並びに督促状を發した場合には督促手数料50円を過怠金として徴収する。 2 (略) 3 (略) 第5章 土地改良区連合の議員 (議員の選出) <u>第33条</u> (略) (議員の失職)
--	---

<u>第36条</u> (略) 第6章 雑 則 (事務局、委員会及び係) <u>第37条</u> (略) (加入金) <u>第38条</u> (略) (賦課金以外の徴収金についての過怠金) <u>第39条</u> 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、<u>第34条</u>の規定を準用する。 <u>ただし、第29条の規定は準用しない。</u> (基本財産) <u>第40条</u> (略) (財産の分配の制限) <u>第41条</u> (略) (事業年度) <u>第42条</u> (略) (委 任)	<u>第34条</u> (略) 第6章 雑 則 (事務局、委員会及び係) <u>第35条</u> (略) (加入金) <u>第36条</u> (略) (賦課金以外の徴収金についての過怠金) <u>第37条</u> 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、<u>第32条</u>の規定を準用する。 (基本財産) <u>第38条</u> (略) (財産の分配の制限) <u>第39条</u> (略) (事業年度) <u>第40条</u> (略) (委 任)
--	--

